

ID: 205

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	長門市法定外公共物管理条例 第24条		
例規番号	平成17年条例第142号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第5条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第6条第3項の規定による更新許可を受けずに引き続き占用等を行った者</p> <p>(4) 第7条第2項の規定による報告を怠った者</p> <p>(5) 第11条の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第12条の規定による届出を怠った者</p> <p>(7) 第16条の規定による原状回復を怠った者</p> <p>(8) 第17条に規定する処分又は命令に従わない者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日